

福岡市旅館業法施行条例新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第5条 (略) (構造設備の基準の特例)</p> <p>第6条 市長は、<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>第5条第1項各号に掲げる施設について、<u>当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、第3条及び第4条に定める基準を緩和することができる</u></p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項及び第29条に規定する博物館及びこれに相当する施設 (5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略) (衛生措置の基準の特例)</p> <p>第9条 市長は、<u>省令第5条第1項各号に掲げる施設及び修学旅行等の団体を専ら宿泊させる施設について、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該施設の設置場所の状況その他特別の事情により前条に定める基準を緩和することができる。</u> (以下略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (構造設備の基準の特例)</p> <p>第6条 市長は、<u>旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、前3条の構造設備の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、これらの構造設備の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。</u></p> <p>第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する施設は、次に掲げるものとする。 (1)～(3) (略) (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの (5)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 (略) (営業施設について講ずべき措置の基準の特例)</p> <p>第9条 市長は、<u>旅館業の施設の設置場所の状況、営業形態その他特別の事情により、前条の措置の基準により難しい場合であって公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認めるときは、当該措置の基準のうち規則で定めるものを緩和し、又は適用しないことができる。</u> (以下略)</p>